



茨城県報 第684号

平成7年9月14日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 茨城県県税条例に規定する法人の指定(税務課)..... 2
- 町の区域の設定(3件)(地方課)..... 2
- 町の名称の変更(2件)(")..... 7
- 字の区域の変更(2件)(")..... 8
- 青少年に有益な図書 の推奨(女性青少年課).....12
- 受胎調節実地指導員 の指定(保健予防課).....15
- 被爆者一般疾病医療機関 の指定(").....16
- 第二種大規模小売店舗 に関する公示(2件)(商業振興課).....16
- 漁船損害等補償法 に基づく付保義務 の消滅(漁政課).....17
- 土地収用法による 事業の認定(用地課).....17
- 道路の供用の開始 (道路維持課).....17
- 都市計画事業の認可 (公園街路課).....18
- 土地改良事業計画 変更の適当決定(土地改良事務所).....18
- 土地改良事業の認可 (2件)(").....18
- 土地改良事業の 工事の完了(農地管理課).....19

(選挙管理委員会)

- 直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数.....19

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(2件).....20

公 告

- 平成7年度後期技能検定実施公示(職業能力開発課).....22
- 漁船損害等補償法施行令に基づく発起届(漁政課).....27
- 県営土地改良事業計画の変更(3件)(農地管理課).....27
- 開発行為の工事完了(3件)(建築指導課).....28
- 道路の位置の指定(2件)(").....28

正 誤

- 平成7年7月3日付け茨城県報第663号中.....29
- 平成7年8月21日付け茨城県報第677号中.....29

告 示

茨城県告示第1047号

下記の法人を茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）第41条の2第3号に規定する法人に指定する。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名及び代表者名	法人の所在地	条例適用の日
財団法人 水戸市住宅公社 理事長 飯 村 陽 一	水戸市大串町2134番地	平成6年12月20日

茨城県告示第1048号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により取手市長から住居表示の実施に伴い、同市内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は平成7年10月2日から生ずるものである。

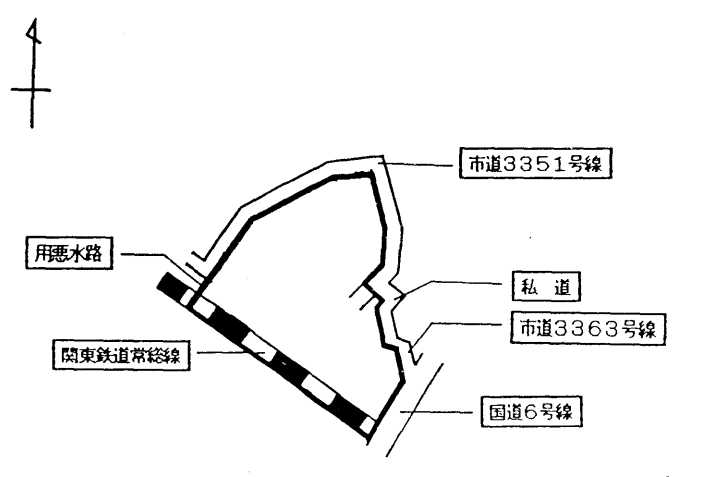
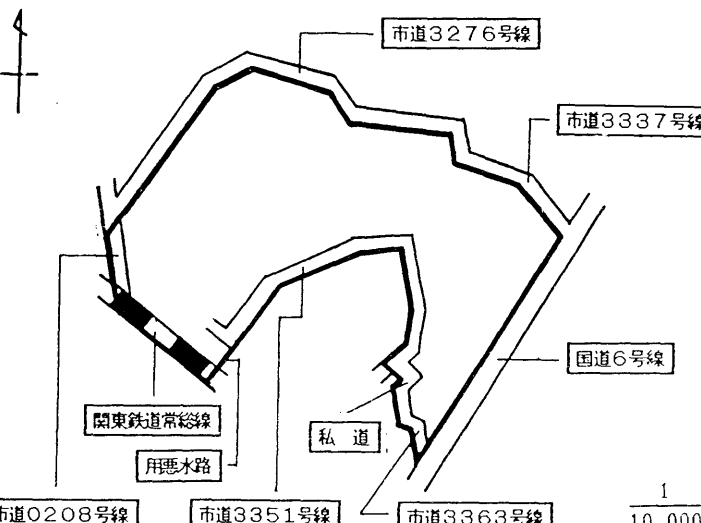
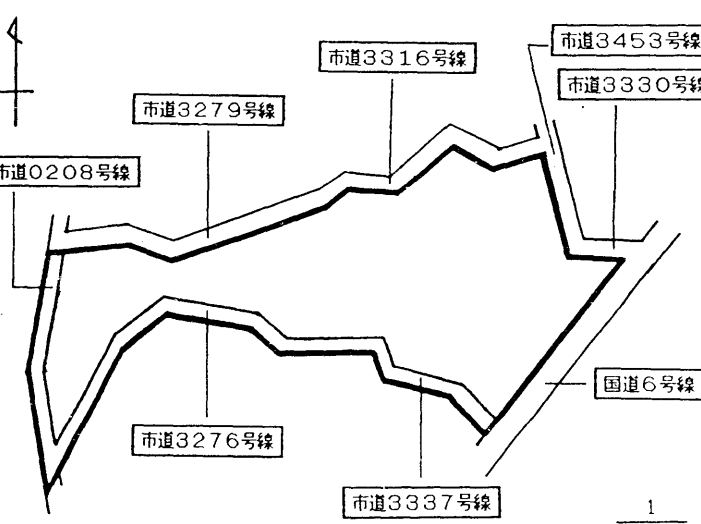
平成7年9月14日

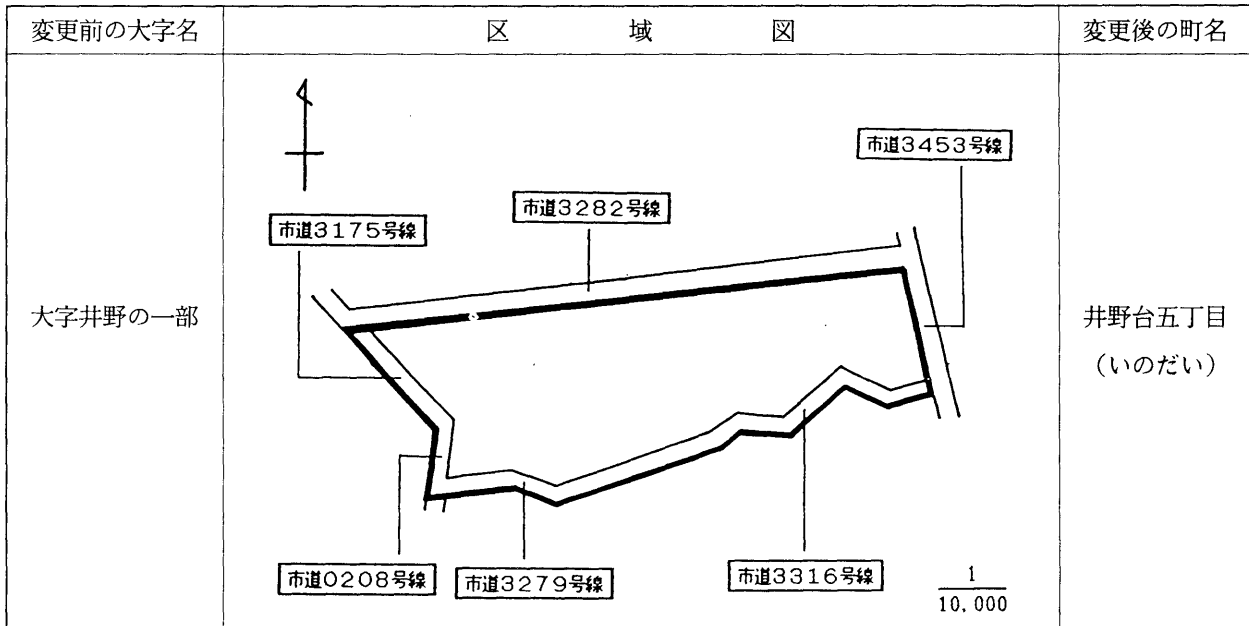
茨城県知事 橋 本 昌

(1)

変更前の大字名	新たに画した区域	変更後の町名
大字取手の一部 及 び 大字井野の一部	国道6号線西側，市道3363号線西側，市道3363号線から市道3351号線に通じる私道西側，市道3351号線西側及び南側，市道3351号線から関東鉄道常総線に通じる用悪水路南側，関東鉄道常総線南側の側線で囲まれた区域。	中 原 町 (なかはらちょう)
大字井野の一部	国道6号線西側，市道3337号線南側，市道3276号線南側，市道0208号線西側，関東鉄道常総線の南側，関東鉄道常総線から市道3351号線に通じる用悪水路南側，市道3351号線南側及び西側，市道3351号線から市道3363号線に通じる私道西側，市道3363号線西側の側線で囲まれた区域。	井野台三丁目 (いのだい)
大字井野の一部	国道6号線西側，市道3330号線南側，市道3453号線西側，市道3316号線南側，市道3279号線南側，市道0208号線西側，市道3276号線南側，市道3337号線南側の側線で囲まれた区域。	井野台四丁目 (いのだい)
大字井野の一部	市道3453号線西側，市道3282号線南側，市道3175号線西側，市道0208号線西側，市道3279号線南側，市道3316号線南側の側線で囲まれた区域。	井野台五丁目 (いのだい)

(2)

変更前の大字名	区 域 図	変更後の町名
大字取手の一部 及び 大字井野の一部	 <p style="text-align: right;">1 10,000</p>	中 原 町 (なかはらちょう)
大字井野の一部	 <p style="text-align: right;">1 10,000</p>	井野台三丁目 (いのだい)
大字井野の一部	 <p style="text-align: right;">1 10,000</p>	井野台四丁目 (いのだい)



茨城県告示第1049号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により牛久市長から土地区画整理事業に伴い、同市内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

中央一丁目設定する区域

- 田宮町字新田 87の3の一部, 87の6, 95の1, 95の2, 96の1から96の6まで, 97, 98, 99の2の一部, 101の1の一部, 101の6の一部, 101の10の一部, 101の11, 127の72の一部
- 柏田町字上野 3249の3の一部, 3267の2, 3267の22から3267の24まで, 3267の28, 3267の29, 3267の31, 3267の32, 3268の1から3268の4まで, 3269の5の一部, 3269の7の一部, 3269の8, 3269の9の一部, 3269の10, 3269の11の一部, 3269の15の一部, 3269の16の一部, 3269の17から3269の20まで, 3269の21の一部, 3269の22から3269の31まで, 3269の32の一部, 3269の33の一部, 3269の35から3269の40までの各一部, 3271の5, 3271の7, 3272の1から3272の4まで, 3272の5から3272の7までの各一部, 3272の9から3272の11までの各一部, 3272の12から3272の19まで, 3272の21, 3273の2, 3273の4から3273の21まで, 3274の1から3274の33まで, 3275の1, 3275の2, 3275の3の一部, 3275の4の一部, 3275の5から3275の17まで, 3275の18から3275の20までの各一部, 3275の24の一部, 3275の25から3275の28まで, 3275の29の一部, 3275の30, 3275の31, 3275の32の一部, 3275の34, 3276の1の一部, 3276の3の一部, 3276の5の一部, 3276の6, 3277の3の一部, 3280の3の一部, 3280の5から3280の7までの各一部, 3280の12から3280の14まで
- 同 字河原代原 3613の20から3613の26まで, 3613の34から3613の36まで, 3613の37の一部, 3613の38の一部, 3613の57から3613の61まで, 3613の63, 3613の64の一部, 3613の80から3613の82までの各一部, 3613の83, 3613の85から3613の88まで, 3613の115, 3613の119の一部, 3613の362から3613の3

65まで, 3613の534, 3613の535, 3613の568, 3613の597, 3613の598, 3613の600, 3613の606の一部, 3613の607の一部, 3613の628から3613の631まで, 3613の635から3613の638まで, 3613の670から3613の675まで, 3613の678, 3613の680, 3613の681, 3613の686, 3613の687, 3613の719から3613の722まで, 3614の3, 3614の4の一部, 3614の6, 3614の7

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

中央二丁目に設定する区域

柏田町字上野 3236の一部, 3237の一部, 3238の2の一部, 3241の1から3241の6までの各一部, 3241の7, 3241の8の一部, 3245の1から3245の3までの各一部, 3246の1, 3246の2, 3246の3から3246の5までの各一部, 3246の6, 3246の7の一部, 3246の8の一部, 3246の9, 3249の1から3249の6までの各一部, 3269の39の一部, 3269の40の一部, 3272の5から3272の7までの各一部, 3272の8, 3272の9から3272の11までの各一部, 3275の3の一部, 3275の4の一部, 3275の18から3275の20までの各一部, 3275の21から3275の23まで, 3275の24の一部, 3275の29の一部, 3275の32の一部, 3275の33, 3276の1の一部, 3276の2, 3276の3の一部, 3276の4, 3276の5の一部, 3277の1, 3277の2, 3277の3の一部, 3278の1から3278の3まで, 3279の1, 3279の2, 3280の1, 3280の2, 3280の3の一部, 3280の4, 3280の5から3280の7までの各一部, 3280の8から3280の10まで, 3281の1, 3281の2, 3282の1, 3282の2, 3283の1から3283の12まで, 3284, 3285から3287までの各一部, 3288の1から3288の3までの各一部, 3288の5の一部, 3288の6, 3289の1, 3289の4から3289の6まで, 3289の7の一部, 3289の8の一部, 3289の11, 3289の15から3289の26まで, 3289の29, 3289の30, 3289の32, 3290の一部, 3293の1の一部, 3293の2, 3293の3の一部, 3293の4の一部, 3294の一部

同 字河原代原 3613の37から3613の39までの各一部, 3613の44の一部, 3613の64の一部, 3613の65, 3613の66, 3613の69の一部, 3613の79から3613の82までの各一部, 3613の106, 3613の108, 3613の113, 3613の114, 3613の119の一部, 3613の120, 3613の349, 3613の350, 3613の537の一部, 3613の567, 3613の569, 3613の594から3613の596まで, 3613の606の一部, 3613の607の一部, 3613の609から3613の612まで, 3613の684, 3613の742

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

中央三丁目に設定する区域

牛久町字富士塚 301の一部, 302の1から302の3までの各一部, 303の1の一部, 304の2の一部, 305の1から305の4まで, 306の1の一部, 306の2, 306の3, 307の1から307の3まで, 307の5, 308, 311の1, 311の3, 311の4, 311の6, 311の7, 314の4, 314の5, 315の1から315の3まで, 315の8, 316の1の一部, 316の2, 317の1の一部, 317の2の一部, 318の1の一部, 318の2の一部

同 字富士山 3475の1から3475の3まで, 3475の6から3475の13まで, 3475の15, 3475の24, 3275の25, 3475の28から3475の31まで, 3475の34, 3475の36から3475の50まで, 3475の51の一部, 3475の52から3475の56まで, 3475の58から3475の66まで, 3475の68から3475の73まで, 3476の1, 3476の2, 3477の1, 3477の2, 3478の1から3478の23まで, 3479の1から3479の3まで, 3483の1から3483の4までの各一部, 3491の1から3491の6まで

田宮町字新田 99の2の一部, 99の3, 100, 101の1の一部, 101の3から101の5まで, 101の6の一部, 101

の7から101の9まで、101の12から101の14まで、127の79の一部、127の80から127の82まで、127の84から127の87まで、127の88の一部、127の98の一部、127の92から127の95まで、127の96の一部、127の102、127の103

田宮町字東浦 112の1の一部、112の2の一部、112の8、112の12の一部、112の13の一部、112の25、112の36から112の42までの各一部

柏田町字上野 3287の一部、3288の1から3288の3までの各一部、3288の5の一部、3289の2、3289の3、3289の7の一部、3289の8の一部、3289の9、3289の10、3289の12、3289の14、3289の27、3289の28、3289の31、3289の33、3289の34、3290の一部、3291の一部

同 字上野地添 3292の1、3292の2の一部、3292の3、3292の4

同 字新田 3308の1の一部、3308の2から3308の21まで、3308の22の一部、3308の23の一部、3308の24から3308の27まで、3308の29から3308の41まで、3309の1から3309の17まで、3309の19、3309の27から3309の46まで、3310の1の一部、3310の2、3334の1の一部、3334の3の一部、3334の38の一部、3334の112、3334の1113、3334の120、3334の121の一部、3334の122、3334の123、3335の3から3335の11まで、3335の24、3335の32から3335の34まで、3335の42、3335の43

同 字河原代原 3611の443から3611の448まで、3611の634、3611の635、3612の1、3612の2、3612の4、3612の5、3612の8、3612の10から3612の15まで、3612の22、3612の23、3612の27から3612の33まで、3612の35から3612の37まで、3612の40、3612の42、3612の45、3612の49から3612の51まで、3612の53、3612の54、3612の56、3612の58、3612の60、3612の61、3612の65から3612の72まで、3613の5から3613の7まで、3613の37の一部、3613の39の一部、3613の44の一部、3613の45、3613の69の一部、3613の70から3613の78まで、3613の79の一部、3613の80の一部、3613の89、3613の91、3613の92、3613の537の一部、3613の685

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

中央五丁目に設定する区域

牛久町字大道東 292の2

同 字富士塚 293の2、294の4、295の1、295の3、295の5、296の2、296の4、296の5、298、299、300の1から300の9まで、301の一部、302の1から302の3までの各一部、303の1の一部、303の2、304の2の一部、306の1の一部、316の1の一部、317の1の一部、317の2の一部、318の1の一部、318の2の一部、319から321まで、323、324、325の1から325の3まで、327、328、329の1から329の9まで、331の1から331の7まで、333の2、337の2から337の9まで、342の3から342の8まで、343の2から343の10まで、344の2から344の4まで、354の1から354の6まで

同 字富士山 3475の51の一部、3483の1から3483の4までの各一部、3484の1から3484の4まで、3485、3486の1から3486の6まで

田宮町字新田 87の3の一部、99の2の一部、101の1の一部、101の2、101の6の一部、101の10の一部、127の1、127の72の一部、127の78、127の79の一部、127の88の一部、127の89の一部、127の90、127の96の一部、127の97から127の100まで

同 字東浦 110の1、111の4から111の6まで、112の1の一部、112の2の一部、112の3から112の7まで、112の9から112の11まで、112の12の一部、112の13の一部、112の14から112の23まで、112の26から112の35まで、112の36から112の42までの各一部、112の43から112の48まで、113の2、

115の2, 115の4から115の6まで, 117の2, 118の51, 127の8, 127の13, 127の14, 127の19, 127の23から127の27まで, 127の29, 127の34から127の40まで, 127の43から127の50まで, 127の52から127の54まで, 127の60, 127の61, 127の63, 127の69, 127の71, 127の75, 127の76, 127の104から127の112まで, 127の119から127の126まで, 127の134, 127の135, 127の138
 田宮町字東裏 127の3, 127の11, 127の12, 127の15, 127の16, 127の18, 127の20, 127の21, 127の67, 127の68, 127の127から127の133まで, 127の137
 同 字下出口 137の1, 137の6, 137の15から137の23まで, 137の62, 137の81, 137の83, 137の84, 137の88の一部, 137の90から137の96まで, 137の100, 137の104から137の123まで, 137の127から137の137まで, 137の143, 137の145, 137の149, 137の153, 137の157, 137の158, 137の160, 137の161, 137の164, 137の165, 137の167, 137の168, 137の179
 柏田町字河原代原 3613の80の一部
 南一丁目 6の44の一部, 9の31の一部
 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

~~~~~  
**茨城県告示第1050号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により牛久市長から同市内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお, この届出に係る町の区域の設定の効力は, 平成7年10月12日から生ずるものである。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

中央一丁目に設定する区域

田宮町字新田 87の7  
 柏田町字河原代原 3613の739

中央五丁目に設定する区域

牛久町字大道東 292の3から292の5まで  
 同 字富士塚 293の4, 294の3, 294の5から294の9まで, 353の7, 363の2, 363の3, 364の2, 365の2  
 田宮町字東浦 127の2の一部, 127の101  
 同 字下出口 137の14, 137の88の一部  
 及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

~~~~~  
茨城県告示第1051号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により牛久市長から土地区画整理事業に伴い, 同市内の町の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る町の変更の効力は, 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

栄町一丁目に変更する区域

柏田町字上野 3269の5の一部, 3269の7の一部, 3269の9の一部, 3269の11の一部, 3269の12, 3269の13の一部, 3269の14, 3269の15の一部, 3269の16の一部, 3269の21の一部, 3269の32の一部, 3269の33の一部, 3269の35から3269の39までの各一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

栄町五丁目に変更する区域

柏田町字上野 3290の一部, 3291の一部

同 字上野地添 3292の2の一部

同 字新田 3308の1の一部, 3308の22の一部, 3308の23の一部, 3310の1の一部, 3334の1の一部, 3334の3の一部, 3334の38の一部, 3334の121の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

栄町六丁目に変更する区域

柏田町字上野 3236の一部, 3237の一部, 3238の2の一部, 3241の1から3241の6までの各一部, 3241の8の一部, 3245の1から3245の3までの各一部, 3246の3から3246の5までの各一部, 3246の7の一部, 3246の8の一部, 3249の1の一部, 3249の2の一部, 3249の4から3249の6までの各一部, 3269の13の一部, 3269の39の一部, 3285から3287までの各一部, 3288の5の一部, 3290の一部, 3293の1の一部, 3293の3の一部, 3293の4の一部, 3294の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

茨城県告示第1052号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により牛久市長から同市内の町の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る町の変更の効力は, 平成7年10月12日から生ずるものである。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

栄町一丁目に変更する区域

柏田町字上野 3252の16から3252の18まで

中央四丁目に変更する区域

牛久町字富士山 3465の31

茨城県告示第1053号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により龍ヶ崎市長から土地改良事業に伴い, 同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の変更の効力は, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

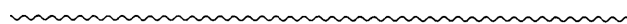
平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

宮渚町字千秋に変更する区域

宮渚町字筑後前	3391の1, 3393の2, 3394の1, 3395, 3396の1, 3397, 3398の1, 3399の2
同 字提根	3409の1, 3410の1, 3411の1, 3412の1, 3413の1, 3414から3433まで
同 字上提根	3434から3436まで, 3437の1, 3437の2, 3438, 3439の1, 3439の2, 3441から3465まで, 乙3465, 3466から3473まで, 3474の1, 3475から3478まで, 3479の1, 3479の2, 3480の1から3480の3まで
同 字外提根	3481の1, 3481の2, 3482の1, 3482の2, 3483の1, 3483の2, 3484の1, 3484の2, 3485, 3486の1, 3486の2, 3488, 3489の1, 3489の2, 3490の1, 3490の2, 3491の1, 3491の2, 3492の1, 3492の2, 3493の1, 3493の2, 3494の1, 3494の2, 3495の1, 3495の2, 3496の1, 3496の2
同 字戸井根	3497から3499まで, 3500の1, 3500の2, 3501の1, 3501の2, 3502から3510まで, 3510の1, 3511から3536まで, 3537の1, 3537の2, 3538, 3539, 3540の1, 3540の2, 3541, 3542の1, 3542の2, 3543, 3544, 3545の1, 3545の2, 3546の1, 3546の2, 3547から3552まで, 3553の1, 3553の2, 3554の1, 3554の2, 3555から3570まで, 3571の1, 3571の2, 3572から3640まで
同 字辰高	3641, 3642, 3643の1, 3644の1, 3645の1, 3646の1, 3647の1, 3648の1, 3649の1, 3650の1, 3654の1, 3654の3
同 字樽場	3655の1, 3655の2, 3656, 3657の1, 3657の2, 3658の1, 3658の2, 3659の1, 3659の2, 3660, 3661, 3662, 3663, 3664の1, 3663の1, 3664の2, 3665の1, 3665の2, 3666から3700まで
同 字前樽場	3701から3703まで, 3704の1, 3704の2, 3705, 3706, 3707の1から3707の3まで, 3708の1から3708の3まで, 3709の1, 3709の2, 3710から3713まで, 3714の1, 3714の2, 3715の1, 3715の2, 3716の1, 3716の2, 3717の1, 3717の2, 3718から3723まで, 3724の1, 3724の2, 3725, 3726の1, 3726の2, 3727の1, 3727の2, 3728の1, 3728の2, 3729, 3730, 3730の1, 3731の1, 3731の2, 3732, 3732の1, 3733から3744まで, 3745の1, 3745の2, 3746の1, 3746の2, 3747の1から3747の3まで, 3748の1, 3748の2, 3749から3754まで, 3755の1, 3755の2, 3756の1から3756の3まで, 3757から3760まで, 3761の1, 3761の2, 3762の1, 3762の2, 3763から3766まで, 3767の1, 3767の2, 3768の1, 3768の2
同 字鯨沼	3769の1, 3769の2, 3771の1, 3771の2, 3772から3776まで, 3777の1, 3777の2, 3778から3780まで, 3781の1, 3781の2, 3782の1, 3783の1, 3784の1, 3785の1, 3786の1, 3794の1, 3795の1, 3796の1, 3798の1, 3798の2, 3799の1, 3799の2, 3800の1, 3801から3803まで, 3804の1, 3804の2, 3805の1, 3805の2, 3806, 3807の1, 3807の2, 3808の1, 3808の2, 3809の1, 3809の2, 3810の1, 3810の2, 3811の1, 3812の1
大字生板字古新田	3998の3, 3999の3, 4000の2, 4001, 4002の1, 4003の1, 4004の1, 4005, 4006, 4007の1, 4008, 4009の1, 4010の1, 4011の1, 4012から4026まで, 4027の1, 4027の2, 4028から4033まで, 4034の1, 4034の2, 4035から4041まで, 4042の2, 4042の3, 4043の2, 4044の2, 4047の2, 4048の2, 4049の1, 4049の2, 4050から4052まで, 4053の2, 4054の2, 4055の2, 4056の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部



茨城県告示第1054号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により岩瀬町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

大字富谷字上田に変更する区域

- 大字富谷字向ノ内 1, 2, 2の1, 3, 3の1, 4から7まで, 9から14まで, 14の1, 15から17まで, 18の1, 18の2, 19の1の一部, 22, 23, 24の2, 34の4, 35の2, 37から43まで, 43の1, 52の3, 53の2, 54, 55, 55の1, 56の1, 56の2, ⁵⁷/₅₈, 57の1, 59, 63から65まで, 65の1, 65の2, 66, 66の1, 67から70までの各一部, 71から75まで, ⁷⁵/₇₆の1, 77から81まで, 82の1, 82の2, 83の1, 83の2, 84から92まで, ⁹³/₉₇, 94, 95, 96の1, 96の2, 97, 98の1, 98の2, 99から106まで, 107の1から107の3まで, 110, 111, 112の3, 117の1, 135の1の一部, 135の2の一部
- 同 字 界 田 136の1の一部, 136の2, 136の3, 137から140まで, 140の1, 140の2, 141, 142の1, 143の1, 144から146まで, 146の1, 148の4
- 同 字 国 北 154, ¹⁵⁵/₁₅₇, ¹⁵⁶/₁₅₈, 159, 159の1, ¹⁶⁰/₁₆₁, 162から166まで, 166の1, 167から169まで, 170の1, 170の2, 171, 172の1, 173, 174, 175, 176の1, 176の2, 177の1, 177の2, 178から181まで, 183から186まで, ¹⁸⁷/₁₈₈, 189から192まで, 194から198まで, 201, 202, 204から208まで, 209の1から209の3まで, 211から214まで, 227から244まで
- 同 字 戸 崎 245の1の一部, 275, 276の1, 277の2
- 同 字 高 田 344の一部, 345から352まで, 352の1, 353, 354, 354の1の一部, 355, 356, 357の一部, 359の一部, 361の一部, 361の1の一部, 362, 363, 363の1, 364, 364の1, 365の一部, 366の一部, 366の1, 367の一部
- 同 字 郷 663, 664, 665の2, 665の3, 666, 666の2, 667から674まで, 675の2
- 同 字 関 戸 686の1, 686の3, 688から696まで, 711から715まで, 716の1から716の3まで, ⁷¹⁷/₇₁₈, 717の1, 717の2, 719から722まで, ⁷²³/₇₂₄
- 同 字 岩 屋 754の3, 754の4, 755の1, 756の2, 760の2, 761, 762の1, 762の2, 763の1, 763の2, 765の2, 766の3, 792, 793の2
- 同 字 五本松 799の1, 800の1, 801の1, 802の1の一部, 803の一部, 804の一部, 808の1, 809から811まで, ⁸¹²/₈₁₃, 818, 819, 825, 826, 826の1
- 大字岩瀬字水 道 1100の一部, 1101の1の一部, 1102の一部, 1103の一部, 1144から1146までの各一部
- 同 字 長 町 1175の一部, 1177の一部, 1179の一部, 1221の6, 2687の28の一部, 2687の29
- 大字中里字富屋堺 388, ³⁸⁹/₃₉₂, 390の一部, 391の一部, 393, 394, ³⁹⁵/₃₉₆, 397から402まで, 403の一部, 404の一部, 405, ⁴⁰⁶/₄₀₇の一部
- 同 字 八反田 420の1の一部, 422の1の一部, 423の一部, 424から426まで, ⁴²⁷/₄₂₈の1, ⁴²⁷/₄₂₈の2, 429から431まで
- 同 字 向ノ内 624の一部, 628の一部, 649から655までの各一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字富谷字高田に変更する区域

大字富谷字戸崎 245の1の一部, 245の2, 246, 247, 248の2, 249の3, 250, 310の1の一部, 314から325まで, 327の2, 329の2の一部, 330の1, 330の2, 331から333まで, 334の1, 334の2

同 字 馬 場 400の1, 400の2, 401の1, 401の2, 402から404まで, 405の1, 405の2, 406の1, 406の2, 407, 408の1, 408の2, 409, 410の一部, 411の一部, 412, 412の1, 413, 414の1, 414の2, 415から423まで, 424の1, 424の2, 425から437まで, 437の1, 438, 438の1, 439から442まで, 443の1, 443の2, 444, 444の1, 445の1, 445の2, 446の1から446の3まで, 447の1, 447の2の一部, 448, 449から454まで, 458の1, 458の2の一部, 459の1, 459の2の一部, 460の1

同 字 郡 司 465, 466, 468, 469, 477から499まで, 520, 521, 526の2, 526の3

大字富谷字廣川 555の1, 555の2, 561の2, 562, 563

大字岩瀬字水道 994の3の一部, 995の1の一部, 996の一部, 996の1, 997の一部, 998の一部, 1013の1の一部, 1014の1の一部, 1033の1の一部, 1034の一部, 1034の1, 1035, 1036の一部, 1036の1の一部, 1100の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部, 並びに大字富谷字宮戸1090の1, 1091の1, 1093地先の道路, 水路である国有地の全部, 並びに大字富谷字掃葉1095, 1096の1, 1097から1099まで, 1100の1, 1101の1地先の道路, 水路である国有地の全部, 並びに大字富谷字国北244地先の道路, 水路である国有地の一部

大字岩瀬字長町に変更する区域

大字岩瀬字水道 1040の一部, 1044の一部, 1044の1の一部, 1045の一部, 1046, 1047, 1047の1, 1048, 1049の一部, 1049の1の一部, 1050から1074まで, 1081, 1084, 1086, 1087から1093までの各一部, 1094から1099まで, 1100の一部, 1101, 1101の1の一部, 1102の一部, 1103の一部, 1104, 1105の1, 1105の2, 1106の1, 1106の2, 1107から1110まで, 1110の1, 1111から1115まで, 1115の1, 1116, 1117, 1117の1, 1118から1121まで, 1127から1134まで, 1138から1140まで, 1141の1から1141の3まで, 1142, 1143の1から1143の6まで, 1144から1146までの各一部, 1313の1, 1313の2, 1314

大字富谷字向ノ内 67から70までの各一部

同 字 高 田 354の1の一部, 357の一部, 358, 359の一部, 360, 361の一部, 361の1の一部

同 字 馬 場 410の一部, 411の一部, 447の2の一部, 447の3, 458の2の一部, 459の2の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字中里字石田に変更する区域

大字中里字劔前 49の2, 51の1, 51の4, 52の一部

同 字 四反田 50, 92, 93の1, 94の1, 95の1, 96の3

同 字 境 田 55の一部, 56

同 字 ヌカリ 57から60まで, 61から63までの各一部, 65の一部, 73の一部, 75の一部, 78の一部, 79の1の一部, 80, 83の一部, 84, 85の一部, 86の一部, 87から91まで

同 字 富谷塚 389
390の一部, 391の一部, 403の一部, 404の一部, 406の一部, 407の一部, 408から412まで
392

同 字 八反田 413の1, 413の2, 414, 415, 416の1, 416の2, 417の1, 417の2, 418, 419の1, 419の

2, 420の1の一部, 421, 422の1の一部, 423の一部

大字中里字向ノ内 618から623まで, 624の一部, 625, 626, 627の1, 627の2, 628の一部, 644の一部, 649から
655までの各一部

大字富谷字向ノ内 135の1の一部, 135の2の一部

同 字 界 田 136の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字入野字秋葉に変更する区域

大字中里字剣 前 52の一部

同 字 境 田 53, 54, 55の一部

同 字 ヌカリ 61から63までの各一部, 64, 65の一部, 66から68まで, 69の1から69の4まで, 70から72まで,
73の一部, 75の一部, 76, 77の一部, 78の一部, 83の一部, 85の一部, 86の一部

大字南飯田字堰田 472の2の一部, 475の1の一部, 475の2, 482の1の一部, 482の2, 484の1の一部, 484の
2, 496の1の一部, 496の2の一部, 499の1の一部, 499の2, 500の1, 500の2, 501の1
の一部, 501の3

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字南飯田堰田に変更する区域

大字中里字ヌカリ 77の一部, 78の一部, 79の1の一部, 79の2

同 字 石 田 79の一部, 81の一部, 111の一部, 112の一部, 116から119までの各一部, 120, 121, 121の1,
122, 123の1の一部, 123の2

同 字 向ノ内 135, 136, 137の1, 138, 612の一部

大字入野字秋 葉 40の1の一部, 41の1の一部, 45の1の一部, 94の一部, 95の一部, 96の1の一部, 97の1の
一部, 97の3の一部, 98から101まで, 102の1, 102の2の一部, 103の1, 103の2の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字富谷字新成に変更する区域

大字富谷字六 反 1204の2, 1210の2, 1211の2

茨城県告示第1055号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条の規定のに基づき, 青少年に有益な図書と
して次のものを推奨する。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

<特選図書>

区分	図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価	区分	図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価
小	てっぺんいすの木	山本 斐子 作 吉本 宗 絵	評論社 1,300	小	異常気象のなぞ	村田 尚 著	大日本図書 1,300
	あかちゃんなんて だいきらい	J.マックレランド作 R.ブレックス絵 小杉佐恵子 訳	岩崎書店 1,300		ゲッターの壁は 高くて	クリスタ・レアード著 青木 信義 訳	ぬぶん 児童図書出版 1,400
低	海にかえった 4頭のクジラ	ジェルミ・エンジェル文 むかいながまさ絵	小峰書店 1,300	高	森は生きている -自然と人間-	富山 和子 著	講談社 1,300
	おのちゃんクラスの やさしい屋	中島 信子 作 岡本 順 絵	大日本図書 1,100	中	馬を洗って…	加藤 多一 文 池田 良二 画	童心社 1,300
小	トレモスの風屋	小倉 明 著	くもん出版 1,100	学	光るマンゴー -ザイールの心-	ムウエテ・ムルフカ ・ジョン 著	女子パウロ会 1,300
	白い犬の 大きなおくりもの	堀内 純子 作 鈴木まもる 絵	小峰書店 1,200	生	ディア・ファーザー 風のなかの父へ	八束 澄子 著	PHP研究所 1,300
中	絵本 まっ黒なおべんとう	児玉 辰春 文 長澤 靖 絵	新日本出版社 1,500	高	眠られぬ受験生の ために	丹羽 健夫 著	中央公論社 1,200
	しなの川	鶴見 正夫 著	PHP研究所 1,400	校・ 勤	銃口(上)(下)	三浦 綾子 著	小学館 各1,600
小 高	わたしたちの学校を なくさないで	J.リンガード作 広瀬美智子 村田 収 絵	金の星社 1,300	労			

注) 小 低……小学校低学年(1, 2年生)向き
 小 中……小学校中学年(3, 4年生)向き
 小 高……小学校高学年(5, 6年生)向き
 中学生……中学生向き
 高校・勤労……高校生, 勤労青少年向き

<優良図書>

◎小学生・低学年向き

図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価	図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価
THE BEAR くまさん	レイモンド・ブリッグズ 作 角野 栄子 絵	小学館 1,950	ふとんやまトンネル	那須 正幹 文 長野ヒデ子 絵	童心社 1,300
王さままほうが大すぎ	寺内 輝夫 作 和歌山静子 絵	理論社 980	ふたりでおつかい	ばんひろこ 作 つちたよしはる 絵	新日本出版社 1,100
ケーキがやけたら、ね	H.オクセンバリー 作 せなあいこ 訳	評論社 1,200	ゆっくりにっこり	木島 始 文 荒井 良二 絵	偕成社 1,000
アナグマの もちよりパーティ	H.オラム 文 S.パーレイ 絵 小川 仁央 訳	評論社 1,200	きょうりゅう 一びきください	竹下 文子 文 高島 純 絵	偕成社 820
さつまのおいも	中川ひろたか 文 村上 康成 絵	童心社 1,300	クークーのゆめ	角野 栄子 作	旺文社 1,300

ピエロのかがみ	大内 曜子 作 永田 萌 絵	岩崎書店 1,300	ひめちゃん	岸川 悦子 作 安永 幸夫 絵	教育画劇 1,100
100さいのおばあちゃん先生	岩崎 京子 著	くもん出版 1,200	にちようびのにわへ ようこそ	武鹿 悦子 文 西巻 茅子 絵	小峰書店 1,200
のっぽのミニの びかびか大へんしん	クリスティーナ・カ 川西 美沙 著 訳	くもん出版 1,000	うさぎのごちそう めしあがれ	茂市久美子 作 土田 義晴 絵	あかね書房 980
ごっくんピーマン たべちゃった	鈴木喜代春 著	国土社 1,100	でっかくなりたいもん	小納 弘子 作 今中 弓子 絵	大日本図書 1,100
たんていトロップと きえたほうせき	山本 和子 著	国土社 1,000	こねこムーと ミミィのぼうけん	江崎 雪子 作 橋本 淳子 絵	ポプラ社 880
オーレ、 なみだのVゴール	菊地ただし 作 篠崎 三朗 絵	草炎社 1,080	ひみつのもりの ドラゴンカレー	山末やすえ 著	PHP研究所 1,150
おばあちゃんのせなか	砂田 弘 作 藤田ひおこ 絵	金の星社 880	山や林の草花	萩原 信介 文 高萩登志夫 絵	福音館書店 1,300
ゆめをにるなべ	茂市久美子 作 土田 義晴 絵	教育画劇 1,100	森の はるなつあきふゆ	岸田 袴子 作 古矢 一穂 絵	ポプラ社 1,200
ひみつのやどの おきやくさま	茂市久美子 作 土田 義晴 絵	教育画劇 1,100			

◎小学生・中学年向き

図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価	図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価
亀のみはりばん	パメラ・パウエル 著 ほづあきら 訳	ぬぶん 児童図書出版 1,100	ネコまんがのほけん室	和田 登 作 福田 岩緒 絵	新日本出版社 1,400
黒ねこサンゴロウ① 旅のはじまり	竹下 文子 作 鈴木まもる 絵	偕成社 1,000	でんでんだいこいのち	今口 祥智 文 片山 健 絵	童心社 1,480
勇気だせ、 ポレポレタックくん	大塚 達男 作 高橋 透 絵	岩崎書店 1,200	たんぼぼの金メダル	武田 鉄矢 作 黒井 健 絵	小学館 1,000
ドンマイ、上むけ	川村たかし 著	くもん出版 1,100	4年2組の人魚姫	高山 栄子 作 狩野富貴子 絵	ポプラ社 800
仲間はずれになった日	高井 節子 作 鈴木 幸枝 絵	草炎社 1,200	お母さんへの手紙	山県 喬 著	PHP研究所 1,200
けんちゃんと トシせんせい	高田 敏子 文 狩野ふきこ 絵	金の星社 1,300	野生動物ウォッチング	田中豊美 文・絵	福音館書店 1,400
こんどこそ友だち	山下夕美子 作 中村 悦子 絵	教育画劇 1,100	木のれきし 5000年	辻村 益朗 作	福音館書店 1,200
てぶくろを買いに	新美 南吉 作 高野 玲子 画	大日本図書 1,100	誕生日の朝 小泉周二詩集	小泉 周二 著 西 真理子 絵	教育出版 センター 1,200
てのり文庫 けんかは100点より むずかしい	鈴木喜代春 作 今井 弓子 絵	大日本図書 550	おじいちゃんの手品	山県 喬 作 水沢 研 絵	岩崎書店 1,200

◎小学生・高学年向き

図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価	図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価
ステファニー	遠藤 町子 著	くもん出版 1,200	絵で読む広島の原爆	那須 正幹 文 西村 繁男 絵	福音館書店 2,500
ウロコ	澤田 徳子 作 太田 大八 絵	教育画劇 1,400	猫と海賊	なだいなだ 著 小幡 堅 絵	偕成社 1,200
ツキノワグマを追って	米田 一彦 著	小峰書店 1,200	かかしの家	古世古和子 作 北島 新平 絵	新日本出版社 1,400
〈シ〉についての冒険	北村 想 作 蛭子 能収 絵	あかね書房 1,200	広野の馬	最上 一平 作 高田 三郎 絵	新日本出版社 1,400
ふしぎな木の実の料理法	岡田 淳 作・絵	理論社 1,500	ガンって どういう病気かな?	加藤 洋一 著 ヒロガ シンイチ 画	童心社 1,400
あやうし、 とうがらし探偵団	那須 正幹 作 なかはらかぜ 絵	小学館 1,200	〇マンクジラの海をいく	大原興三郎 著	国土社 1,200
焼肉かあちゃん	小山 勇 著	旺文社 1,400	風の盆の町	松浦とも子 著	PHP研修所 1,300
生ごみは大地を生かす 一元校長先生の生ごみ リサイクルへの挑戦	鈴木喜代春 著	PHP研究所 1,300			

◎中学生向き

図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価	図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価
「あっこの日記」 の大波紋	植木 誠 作	教研学習社 1,000	夏休みは大さわぎ	ヒラリーマックイ 著 ときありえ 訳	評論社 2,300
クララをいれて みんなで6人	ペーター・ヘルツリング 作 佐々木田鶴子 訳	偕成社 1,400	菓子づくりに愛をこめて —お菓子の王様— 森永太郎	若山 三郎 著	PHP研究所 1,300

◎高校生・勤労青少年向き

図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価	図 書 名	著(翻訳)者名	出版社・定価
チンパンジー おもしろ観察記	西田 利貞 著	紀伊國屋書店 1,980	自転車五大陸走破	井上 洋平 著	中央公論社 820
ワーキング・ガール	キャサリン・パターソン 作 岡本 浜江 訳	偕成社 1,800			

茨城県告示第1056号

優生保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により、次の者を平成7年9月5日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 石 川 真 弓

住 所 茨城県西茨城郡友部町美原 4 丁目 3 番 54 号

茨城県告示第1057号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 19 条第 1 項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので公示する。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

名 称	住 所	指定年月日
飯田内科医院	水戸市本町 2-10-10	平成 7 年 7 月 27 日
関山歯科医院	水戸市渡里町 2722 の 1	平成 7 年 8 月 23 日
笠原歯科	水戸市笠原町字中組 565-5	平成 7 年 7 月 25 日
笠野薬局	水戸市袴塚 3-1-6	平成 7 年 8 月 3 日
さつき薬局有限公司	鹿島郡鹿島町宮中 4-3-6	平成 7 年 7 月 4 日
有限会社日の丸薬局サンプード店	鹿島郡鹿島町鉢形 1526-3	平成 7 年 7 月 5 日
有限会社日の丸薬局	鹿島郡鹿島町宮中 5 丁目 7 番 4 号	平成 7 年 7 月 5 日
タグチ薬局	鹿島郡鹿島町宮中 6-6-10	平成 7 年 7 月 7 日
鹿島中央薬局	鹿島郡鹿島町宮中 359-6	平成 7 年 7 月 7 日
はあと薬局	取手市井野字前土井 255 番地 3	平成 7 年 7 月 18 日
海老原整形外科	取手市台宿 1 丁目 3 番 10 号	平成 7 年 7 月 6 日
けやき台医院	北相馬郡守谷町けやき台 3-12-3	平成 7 年 8 月 25 日
南台歯科医院	石岡市南台 2-12-9	平成 7 年 7 月 17 日
高野クリニック	猿島郡総和町西牛ヶ谷 1015-7	平成 7 年 8 月 1 日

(辞 退)

名 称	住 所	辞退年月日
高野病院	猿島郡総和町西牛ヶ谷 1015-7	平成 7 年 7 月 31 日

茨城県告示第1058号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の規定により、公示する。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称 間下工業株式会社

2 建物の名称及び住所地 大三紳士服古河店

古河市旭町二丁目 1971 番 1 外

茨城県告示第1059号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 笠 倉 亨
- 2 建物の名称及び住所地 石下笠倉倉庫
結城郡石下町新石下駒離1643-1

茨城県告示第1060号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

平成3年8月5日付け茨城県告示第886号

茨城県告示第1061号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の氏名 潮来町
- 2 事業の種類 (仮称) 潮来・水郷楽園整備事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分
茨城県行方郡潮来町大字前川字前川地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
潮来町役場

茨城県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成7年9月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手つくば線
- 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字高岡字南記シ834番8から

筑波郡伊奈町大字高岡字儘窪838番93まで

3 供用開始の期日 平成 7 年 9 月 14 日

茨城県告示第1063号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画公園事業

2・2・048 東前梅の木児童公園

3 事業施行期間

平成 7 年 9 月 14 日から

平成 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県水戸市東前町字原地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第1064号

真壁郡真壁町大字源法寺365番地橋本郁男ほか21名から平成 6 年 8 月 22 日付けで認可申請のあった源法寺地区土地改良事業計画変更（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95の2条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成 7 年 8 月 3 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

1 縦覧に供する書類

源法寺 地区土地改良事業共同施行規約の写し

源法寺 地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 7 年 9 月 18 日から

平成 7 年 10 月 16 日まで

3 縦覧の場所

真壁町役場

茨城県告示第1065号

平成 7 年 4 月 13 日付けで八郷町長から認可申請のあった朝日地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年

法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成 7 年 8 月 9 日認可した。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県土浦土地改良事務所長 片 山 栄 三

茨城県告示第1066号

平成 7 年 5 月 23 日付けで岩間町長から認可申請のあった吉岡地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成 7 年 8 月 10 日認可した。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県水戸土地改良事務所長 久 慈 林 誠 一

茨城県告示第1067号

県営関城上妻西部地区土地改良事業 (区画整理) の工事は、平成 3 年 3 月 27 日をもって完了したので、土地改良法 (昭和24年法律195号) 第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県選挙管理委員会委員長 内 藤 健 二

1 地方自治法第74条第 1 項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

44,953 人

2 地方自治法第75条第 1 項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

44,953 人

3 地方自治法第76条第 1 項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

749,201 人

4 地方自治法第80条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

水戸市選挙区 62,365 人

日立市選挙区 55,609 人

土浦市選挙区 33,622 人

古河市選挙区 15,240 人

石岡市選挙区 13,519 人

下館市選挙区 16,819 人

結城市選挙区	13,566人
竜ヶ崎市選挙区	16,700人
那珂湊市選挙区	8,457人
下妻市選挙区	8,899人
水海道市選挙区	10,921人
常陸太田市選挙区	10,282人
勝田市選挙区	28,879人
高萩市選挙区	9,064人
北茨城市選挙区	13,394人
笠間市選挙区	7,911人
取手市選挙区	32,424人
岩井市選挙区	11,232人
牛久市選挙区	16,660人
つくば市選挙区	43,846人
東茨城郡南部選挙区	29,319人
東茨城郡北部選挙区	7,001人
西茨城郡選挙区	18,555人
那珂郡選挙区	34,209人
久慈郡選挙区	12,854人
鹿島郡選挙区	48,733人
行方郡選挙区	19,256人
稲敷郡選挙区	32,121人
新治郡選挙区	23,968人
筑波郡選挙区	10,458人
真壁郡選挙区	20,626人
結城郡選挙区	14,524人
猿島郡選挙区	34,378人
北相馬郡選挙区	13,802人

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
749,201人
- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事, 出納長, 県選挙管理委員, 県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
749,201人
- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
749,201人

~~~~~  
(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第43号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にとっては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にとっては、事業の沿革） (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成7年9月14日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- |                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社カスミ                          |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミ土浦田中店<br>茨城県土浦市田中町2丁目1696番2 外 |
| 3 休業日数               | 年間12日                            |
| 1 届出者の氏名又は名称         | 大 島 紀 子                          |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミ土浦田中店<br>茨城県土浦市田中町2丁目1696番2 外 |
| 3 休業日数               | 年間12日                            |
| 1 届出者の氏名又は名称         | 奥 井 清                            |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミ土浦田中店<br>茨城県土浦市田中町2丁目1696番2 外 |
| 3 休業日数               | 年間12日                            |

~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第44号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にとっては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にとっては、事業の沿革） (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成7年9月14日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- | | |
|----------------------|--|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社スーパーカドヤ |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | スーパーカドヤ神立店
茨城県新治郡千代田町大字下稲吉字馬坂谷津3181 外 |
| 3 休業日数 | 年間12日 |
| 1 届出者の氏名又は名称 | 小 澤 良 弼 |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | スーパーカドヤ神立店
茨城県新治郡千代田町大字下稲吉字馬坂谷津3181 外 |
| 3 休業日数 | 年間12日 |

- 1 届出者の氏名又は名称 芝 山 信 一
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーカドヤ神立店
茨城県新治郡千代田町大字下稲吉字馬坂谷津3181 外
- 3 休業日数 年間12日

公 告

●平成7年度後期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施する職業及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は下表のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

実 施 す る 検 定 職 種

金型製作 プラスチック成形用金型製作作業(1, 2)	内燃機関組立て 量産形内燃機関組立て作業(1, 2)
鉄 工 構造物現図作業(1, 2)	空気圧装置組立て 空気圧装置組立て作業(1, 2)
工場板金 機械板金作業(1, 2) 数値制御タレットパンチプレス板金作業(1, 2)	油圧装置調整 油圧装置調整作業(1, 2)
機械検査 機械検査作業(1, 2, 3)	農業機械整備 農業機械整備作業(1, 2)
機械保全 機械系保全作業(1, 2) 電気系保全作業(1, 2)	冷凍空気調和機器施工 冷凍空気調和機器施工作業(1, 2)
電子回路接続 電子回路接続作業(単一)	和 裁 和服作成作業(1, 2)
半導体製品製造 集積回路チップ製造作業(1, 2)	紙器・段ボール箱製造 段ボール箱製造作業(1, 2)
プリント配線板製造 プリント配線板設計作業(1, 2, 3) プリント配線板製造作業(1, 2)	石材施工 石材加工作業(1, 2)
自動販売機調整 自動販売機調整作業(1, 2)	建築大工 大工工事作業(1, 2)
光学機器製造 光学機器組立て作業(1, 2)	かわらぶき かわらぶき作業(1, 2)
	配 管 建築配管作業(1, 2) プラント配管作業(1, 2)

型枠施工 型枠工事作業 (1, 2)	テクニカルイラストレーション作業 (3)
鉄筋施工 鉄筋組立て作業 (1, 2)	機械・プラント製図 機械製図作業 (1, 2)
コンクリート圧送施工 コンクリート圧送工事作業 (1, 2)	プラント配管製図作業 (1, 2)
防水施工 アスファルト防水工事作業 (1, 2)	電気製図 配電盤・制御盤製図作業 (1, 2)
合成ゴム系シート防水工事作業 (1, 2)	商品装飾展示 商品装飾展示作業 (1, 2)
塩化ビニル系シート防水工事作業 (1, 2)	機械加工 (特)
カーテンウォール施工 金属製カーテンウォール工事作業 (1, 2)	仕上げ (特)
バルコニー施工 金属製バルコニー工事作業 (単一)	機械検査 (特)
ガラス施工 ガラス工事作業 (1, 2)	機械保全 (特)
テクニカルイラストレーション 立体図作成作業 (1, 2)	電子機器組立て (特)
立体図仕上げ作業 (1, 2)	電気機器組立て (特)
	工場板金 (特)
	プラスチック成形 (特)
	建設機械整備 (特)
	41職種50作業

注：() 内の特, 1, 2, 3, 単一は各々, 特級, 1 級, 2 級, 3 級又は単一等級実施職種及び作業を指す。

2 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりです。

検 定 職 種	作 業	手 数 料
金型製作	プラスチック成形用金型製作作業	13,800円
鉄工	構造物現図作業	12,000円
工場板金	機械板金作業	13,800円
	数値制御タレットパンチプレス板金作業	
機械検査	機械検査作業	10,000円
機械保全	機械系保全作業	13,800円
	電気系保全作業	
電子回路接続	電子回路接続作業	
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
自動販売機調整	自動販売機調整作業	
光学機器製造	光学機器組立て作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	

空気圧装置組立て	空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業	13,800円
油圧装置調整	油 圧 装 置 調 整 作 業	12,000円
農業機械整備	農 業 機 械 整 備 作 業	
冷凍空気調和機器施工	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業	13,000円
和 裁	和 服 製 作 作 業	9,000円
紙器・段ボール箱製造	段 ボ ー ル 箱 製 造 作 業	13,800円
石材施工	石 材 加 工 作 業	
建築大工	大 工 工 事 作 業	12,000円
かわらぶき	か わ ら ぶ き 作 業	13,800円
配 管	建 築 配 管 作 業	12,000円
	プ ラ ン ト 配 管 作 業	
型枠施工	型 枠 工 事 作 業	13,800円
鉄筋施工	鉄 筋 組 立 て 作 業	12,000円
コンクリート圧送施工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事 作 業	13,000円
防水施工	ア ス フ ェ ル ト 防 水 工 事 作 業	13,800円
	合 成 ゴ ム 系 シ ー ト 防 水 工 事 作 業	
	塩 化 ビ ニ ル 系 シ ー ト 防 水 工 事 作 業	
カーテンウォール施工	金 属 製 カ ー テ ン ウ ォ ー ル 工 事 作 業	13,000円
バルコニー施工	金 属 製 バ ル コ ニ ー 工 事 作 業	
ガラス施工	ガ ラ ス 工 事 作 業	13,800円
テクニカルイラストレーション	立 体 図 作 成 作 業	8,500円
	立 体 図 仕 上 げ 作 業	
	テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン 作 業	
機械・プラント製図	機 械 製 図 作 業	13,800円
	プ ラ ン ト 配 管 製 図 作 業	
電気製図	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業	特 級
商品装飾展示	商 品 装 飾 展 示 作 業	
機械加工	特 級	
仕 上 げ		
機械検査(特級のみ)		
機械保全		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
工場板金		
プラスチック成形		
建設機械整備		
41 職 種		50 作 業

イ 実施期日

実技試験は、平成 7 年 12 月 8 日 (金) から平成 8 年 2 月 25 日 (日) までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ茨城県職業能力開発課及び茨城県職業能力開発協会に掲示するとともに、受験申請者あて送付します。(ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表いたしません。)

掲示による公表は、平成 7 年 11 月 30 (木) より行います。

(2) 学科試験

ア 手数料 2,600円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりです。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
機械検査(機械検査作業) 光学機器製造(光学機器組立て作業) 和裁(和服製作作業) 配管(建築配管作業・プラント配管作業) 型枠施工(型枠工事作業) 鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	平成 8 年 2 月 4 日 (日)
金型製作(プラスチック成形用金型製作作業) 鉄工(構造物現図作業) 工場板金(機械板金作業・数値制御タレットパンチプレス板金作業) 空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業) 油圧装置調整(油圧装置調整作業) 農業機械整備(農業機械整備作業) 冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業) 石材施工(石材加工作業) 建築大工(大工工事作業) かわらぶき(かわらぶき作業) コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業) 防水施工(アスファルト防水工事作業・合成ゴム系シート防水工事作業・塩化ビニル系シート防水工事作業) カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業) バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業) 機械・プラント製図(機械製図作業・プラント配管製図作業) 特級全職種	平成 8 年 2 月 11 日 (日)
機械保全(機械系保全作業・電気系保全作業) 電子回路接続(電子回路接続作業) 半導体製品製造(集積回路チップ製造) プリント配線板製造(プリント配線板設計作業・プリント配線板製造作業) 内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業) 紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業) ガラス施工(ガラス工事作業) テクニカルイラストレーション(立体図作成作業・立体図仕上げ作業・テクニカルイラストレーション作業) 電気製図(配電盤・制御盤製図作成)	平成 8 年 2 月 18 日 (日)

3 受験申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受験申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住 所 〒310 水戸市桜川 2 - 2 - 35 (産業会館12F)

電 話 029-221-8647

(3) 受付期間

平成 7 年 10 月 2 日 (月) から 10 月 13 日 (金) まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会で作付します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒 (あて先を記入し、130円切手を貼ったもの) を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1 に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (前記 2 の(1)アに定められた額) 及び学科試験手数料の額 (2,600円) を申請書に添えて納付してください。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

5 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、平成 8 年 3 月 29 日 (金) の県報で公示します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会が平成 8 年 3 月 29 日 (金) に書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1 級及び単一等級の技能検定の合格者は労働大臣名の、2 級及び 3 級の技能検定の合格者は茨城県知事名の合格証書が交付されます。

また、このほか労働大臣から、技能検定の合格者には、合格した等級の技能士章が交付されます。

6 その他

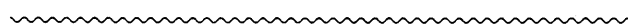
(1) 技能五輪茨城県大会については、技能検定 2 級試験に準じて、次の職種について、茨城県職業能力開発協会が行います。

電気溶接

(2) 技能五輪茨城県大会の参加資格は、昭和 49 年 1 月 1 日から昭和 52 年 12 月 31 日までの間に生まれた者であること。

(3) 技能検定実技試験及び技能五輪茨城県大会を茨城県技能競技大会と併称し、この大会の成績優秀者に対しては、賞状を授与します。

(4) 技能検定及び技能五輪茨城県大会についての不明な点は、茨城県商工労働部職業能力開発課 (電話) 029-221-8111 内線 3433 又は、茨城県職業能力開発協会 (電話) 029-221-8647 に問い合わせください。



●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
稲敷郡美浦村木原590 橋本美夫ほか2名	美 浦	美浦村漁業協同組合

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦覧期間

平成7年9月14日から平成7年9月28日まで

(2) 縦覧場所

加 入 区	縦 覧 場 所
美 浦	稲敷郡美浦村大字受領1515 美浦村漁業協同組合

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3の規定に基づき、県営椎塚地区土地改良事業計画(かんがい排水事業)の変更をしたいので、同条第1項の規定により当該土地改良事業の変更後の計画概要を公告する。なお、当該土地改良事業の施行地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地について、この県営土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成7年9月29日までに江戸崎町農業委員会に申し出られたい。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営結城南部地区土地改良事業につき計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成7年9月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営結城南部地区土地改良事業変更計画書写し

2 縦覧期間

平成7年9月18日から

平成7年10月16日まで

- 3 縦覧場所
結城市役所

- 1 縦覧に供する書類
県営結城南部地区土地改良事業変更計画書写し

- 2 縦覧期間
平成 7 年 9 月 18 日から
平成 7 年 10 月 16 日まで

- 3 縦覧場所
三和町役場

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 7 年 9 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡三和町大字諸川字前原583番2，同番64

- 2 事業主の住所及び氏名
猿島郡境町163番地3
株式会社 境ホーム
代表取締役 半 村 正 幸

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
つくば市大字寺具字北原1197-4，1206-1，1206-2，1206-3，1206-4，1206-5，1207

- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市大町7番20号
株式会社 田 島 屋
代表取締役 田 嶋 為 太 郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡美浦村土屋字山下1979番581

- 2 事業主の住所及び氏名
竜ヶ崎市4356番地
株式会社 竹 屋
代表取締役 磯 貝 寿 夫

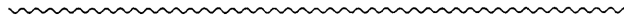
◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

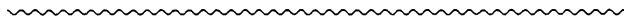
平成 7 年 9 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
南総建指令 第917号	平成 7 年 8 月 30 日	(有)豊晃商事 代表取締役 鏑木 喜好	千葉県流山市東初石 4 丁目 245 番 15	稲敷郡河内村長竿 字道前 1652 番 5	メートル 5.1	メートル 29.82



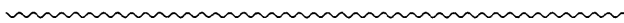
指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第636号	平成 7 年 9 月 1 日	マルカン建築 有限会社 代表取締役 坪松 一弥	真壁郡明野町 大字海老ヶ島 1232 番地の 7	真壁郡明野町 大字海老ヶ島字鳥山 710 番 3, 同番 4	メートル 4.00	メートル 34.49



正 誤

平成 7 年 7 月 3 日付け茨城県報第663号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	上から12	6年3月31日	7年3月31日
〃	上から18	6年3月31日	7年3月31日



平成 7 年 8 月 21 日付け茨城県報第677号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から17	字堰場2078の6, 字水門2079の1	字堰場2078の6, 2078 の7, 字水門2079の1

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)